

平成27年度 輸送秩序確立運動 実施要綱

一般社団法人 愛知県トラック協会

1 運動の目的

トラック輸送は、国内貨物輸送量の90%以上を担う、国内物流の基幹産業であり、わが国の経済と暮らしを支えるライフラインとして、産業活動や国民生活に不可欠な存在となっている。

一方、トラック運送業界の99%は中小企業者で占められており、近年の厳しい経済環境のもとで、個々の事業者の経営は一層厳しさを増している。

このような状況においても、安全で安心かつ良質な輸送サービスを安定的に確立・提供し続けるためには、法令遵守及び公正取引を通じた輸送秩序の確立が従来にも増して重要な課題となっており、これらの課題に着実かつ真摯に取り組み、健全な競争環境の実現と適正取引の推進に努めて、業界の輸送秩序の確立を図っていかねばならない。

平成27年度も前年度に引き続き、健全な輸送秩序の確立を目指し、下記を重点実施項目として定め、本運動の目的達成のため業界一丸となった事業活動を積極的に展開する。

2 運動の期間

平成27年5月1日 ～ 平成28年3月31日

3 重点実施項目

① 貨物自動車運送事業法等の関係法令の遵守徹底

愛ト協の実施する事項

- 巡回指導時に関係法令の遵守を促す等、効果的・効率的な観点から、輸送秩序の確立に向け指導内容の充実を図るとともに、改善の必要性の高い事業者を、引き続き重点的に指導していく。
- 機関誌「トラックあいち」「適正化事業コンテンツ（愛ト協HP）」から法改正等の重要事項をタイムリーに公開し、見える化に努める。
- 全ト協等が作成するパンフレットを配布し、そのPRに努める。
- 「輸送秩序に関するセミナー」を開催していく。
- 巡回指導、行政監査の対策強化に努める。
- 運輸安全マネジメントの確実な遂行。

会員事業所の実施する事例

- 運転者等の従業員に対する法令教育と重大事故の抑止を図るため、運行管理者の重要業務とする「点呼の確実な実施」「乗務員の指導教育」の遂行に努める。
- 「巡回指導項目・自主点検チェックシート」を活用し、適切な事業運営の確認と、運行管理業務（PDCAサイクルの展開）の事前チェックによる予防・防衛に努める。

② 適正取引等に係る運送契約の書面化の推進と定着

愛ト協の実施する事項

- 書面化推進ガイドラインについて、巡回指導時に浸透を図り、引き続き書面化推進の普及促進に努める。
- 元請事業者・利用運送事業者に対してアンケート調査を実施し、適正取引等に係る理解を求め、調査結果を公表し書面化の推進と定着に努める。

会員事業所の実施する事例

- 元請事業者・利用運送事業者に対し、適正な取引を推進するため、トラック協会が分析・調査した結果を交渉の場で活用し、価格転嫁に努める。
- 標準貨物自動車運送約款（平成26年4月1日改正）を営業所毎に掲示し、適正取引等の意識高揚に努める。

③ 原価管理に基づく適正運賃収受の推進

愛ト協の実施する事項

- 原価管理等の意識向上を図るため、適正化事業実施機関と愛ト協関係部署が連携を図り、支部相談窓口を開設し、原価計算の仕組みをアドバイスしていく。また、引き続き燃料サーチャージガイドライン、下請・荷主適正取引推進ガイドラインについて、積極的な活用の推進を図る。

会員事業所の実施する事例

- 自社の輸送原価を適正に把握する等、経営体質の改善に努め、企業基盤をより強化する。また、交渉成功に必要な分析力・管理能力を把握し取引先との交渉に努める。

④ 社会保険等の未加入事業者に対する指導、社会保険制度等に関する法的義務の周知徹底と関係行政庁との連携強化

愛ト協の実施する事項

- 巡回指導を通じて同制度に関する周知及び法的義務の履行の徹底を指導するとともに、関係行政機関と連携し、加入促進のための未加入事業者特別講習会等を実施する。
- 適正化事業実施機関と連携し、巡回指導時に新規事業者の社会保険等未加入事業者に対し改善を求め、未改善の場合は行政機関に通報し、是正強化に努める。

* アンダーラインは新規事業